

令和 7 年 1 月 1 4 日

公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団

理事長 加藤 容一

入札参加募集説明書

1 以下の業務について、入札参加の希望者を募集します。

入札の執行については、「公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団一般競争入札執行要領」(以下「要領」といいます)に基づき行います。

なお、本業務の入札に係る契約については、電子契約とすることを予定しています。

1) 埼玉会館施設管理業務

契約期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日

業務場所 さいたま市浦和区高砂3丁目1-4

2) 埼玉会館設備管理業務

契約期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日

業務場所 さいたま市浦和区高砂3丁目1-4

2 各業務の概要

1) 埼玉会館施設管理業務

有人警備業務(24時間人間警備)

清掃業務(日常清掃、定期清掃、一般廃棄物収集運搬など)

植栽管理(樹木・寄植剪定、雑草刈り払い、灌水・施肥など)

駐車場管理(受付・誘導・料金徴収など)

2) 埼玉会館設備管理業務

中央監視業務(空調設備等の運転、建物・空調・電気・衛生設備等の日常点検、緊急時の応急処置など)

空調設備保守業務(空調設備(空調熱源機器・自動制御機器)の保守点検、冷暖房切替)

電気設備点検(停電点検、非常用発電機の定期点検など)

環境衛生管理(空気環境管理、飲料水・雑用水・排水管理、ねずみ昆虫等の防除など)

3 入札参加資格(共通事項)

1) 本社及び契約者の事業所が埼玉県内にあること。

4 入札参加条件（個別事項）

1) 埼玉会館施設管理業務

- (ア) 埼玉県入札審査課で作成している「令和5・6年度物品等競争入札参加資格者名簿」において、業種区分「建築物の管理に関する業務」のA級に格付けされた者で大区分「管理業務」小区分「清掃」及び「人間警備」の両方に登録をしている者であること。
- (イ) 令和元年4月1日以降に合計客席数1,300席以上かつ複数の舞台を有し、延べ床面積13,000㎡以上の劇場、音楽堂、文化会館などで、有人警備業務及び清掃業務を履行した実績が複数回あること。ただし、有人警備業務と清掃業務は同一の施設でなくても良い。
- (ウ) 警備業法第2条第1項第1号に該当する業務を行うものとして、同法第4条の規定に基づく都道府県公安委員会の認定を受けていること。
- (エ) 警備員指導教育責任者を配置できること。
- (オ) 清掃業務を実施する営業所において、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項第1号もしくは第8号に基づく知事（市長）の登録を受けていること。

2) 埼玉会館設備管理業務

- (ア) 埼玉県入札審査課で作成している「令和5・6年度物品等競争入札参加資格者名簿」において、業種区分「建築物の管理に関する業務」のA級に格付けされた者で大区分「運転業務」小区分「受変電・非常電源・負荷・電気保安管理」及び「空調機器」並びに「給排水衛生」の全てに登録をしている者であること。
- (イ) 令和元年4月1日以降に合計客席数1,300席以上かつ複数の舞台を有し、延べ床面積13,000㎡以上の劇場、音楽堂、文化会館などで、設備管理（中央監視）業務を履行した実績が複数回あること。
- (ウ) 契約電力500kW以上の施設で電気設備の定期点検を履行した実績を有し、第3種電気主任技術者以上の有資格者を雇用していること。
- (エ) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第6条に基づき、埼玉会館の建築物環境衛生管理技術者として選任することができること。
- (オ) 施設の障害発生時に調査及び応急処置が行える電気工事士、ボイラー技士、消防設備士等の有資格者を配置できること。

5 入札までの手続き

- ① 別紙「入札参加申込書」を令和7年1月28日（火）から1月30日（木）までの日の9時から16時までの間に、直接持参又は郵送（1月30日（木）必着）にて提出してください。（提出された書類は返却しません。）

提出先：公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団 総務企画部総務課

さいたま市中央区上峰3-15-1（彩の国さいたま芸術劇場内）

電話 048-858-5502

なお、申込書に虚偽の記載があった場合は、入札参加の取り消し又は、落札決定の取り消しをすることがあります。

- ② 提出された資料を審査し、令和7年2月7日頃に入札参加資格審査結果通知及び見積もりに必要な仕様書をメールにてお送りし、入札日時及び場所等をお知らせします。なお、入札の際はこの審査結果通知も持参してください。（入札参加申込書にご記入いただいたご指定のメールアドレス宛お送りします。）

- ③ 令和7年2月26日（水）に入札を実施します。

最低制限価格以上、予定価格以下で最低の金額を見積もった方を落札候補者とします。落札候補者となった方は、契約書の写しなど「入札参加申込書」の説明資料を速やかに提出してください。

・ 6 質問方法

- ① 質問は、要領第10条第2項の規定に関わらず、質問書の様式を使用し、メールにより下記の期間に提出してください。

メール送付先： soumu@saf.or.jp 総務課 永井・松井宛て

- ・ 入札参加資格に関する質問

令和7年1月17日（金）9時から16時まで

- ・ 業務に関する質問

令和7年2月13日（木）9時から16時まで

- ② 質問への回答

原則として質問事項及び回答は、とりまとめて回答日に財団のホームページに掲載します。

・ 入札参加資格に関する質問の回答日・・・令和7年1月24日（金）

・ 業務に関する質問の回答日・・・・・・・・令和7年2月19日（水）

7 その他

今回競争入札により、契約の相手方となった業者とは、双方に異議がなければ令和11年度まで契約を継続することとします。ただし、施設の仕様変更や長期休館等により契約内容または契約金額に変更の必要性が生じた場合は、その都度契約の見直しを行います。

また、新たに受注者となる者は、受注業務の円滑な履行を確保するため、現年度内に2週間程度の業務引継及び研修期間を設けてください。なお、業務引継等に必要な費用は受注者の負担とします。